

	練馬区立小学校における不適切事案に係る 職員の処分について
と き	12月27日（月）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 概要

12月14日（火）、区立小学校の教室において体育の着替え中の児童をスマートフォンで無断撮影する事案が発生しました。当該校でスマートフォンの所有者を特定し、事情聴取したところ、同校に勤務する会計年度任用職員（36歳・男性）が撮影を認めたため、直ちに警察に通報しました。現在、警察による捜査が行われています。

現在までに、12月13日（月）と12月14日（火）の2日間、それぞれ1学級ずつ計2学級の体育授業の着替えの様子を撮影していたことが判明しています。

2 経過

12月14日（火）9時30分頃	教室のスマートフォンを発見
正午頃	所有者を特定、本人が撮影を認めたため警察に通報
12月15日（水）18時30分	当該校において臨時保護者会を開催
12月21日（火）10時	臨時合同校長会を開催

3 処分等

地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）および第33条（信用失墜行為の禁止）の違反により、同法第29条に基づく懲戒免職処分としました。

(1) 処分を受けた職員の所属、職名、年齢、性別および処分内容

区立小学校 会計年度任用職員 36歳 男性 懲戒免職

※ 本件については、氏名等を公表することにより被害児童が特定される可能性があることから、児童の人権に配慮し、被処分者の氏名ならびに学校名を公表しないこととしました。

(2) 処分年月日

令和3年12月27日（月）

4 再発防止に向けた取組

練馬区教育委員会においては、独自に服務事故防止月間（4月）を設定した取組や校・園長等を対象とした事例研修の実施など、様々な意識啓発に取り組んできたところです。

今回の事案を受け、再発防止の一環として、全学校・園との事案の共有、児童・生徒が着替える際の事前点検など、現時点で実施できる取組を進めています。

今後、全学校・園に対する意識啓発を強化するとともに、学校・園単位での研修の実施など、あらゆる機会を捉えて再発防止に取り組んでまいります。

【問い合わせ】

(1) 事案内容・区立学校に関すること

練馬区 教育指導課

電話 03-5984-5759

(2) 職員の処分に関すること

練馬区 職員課 人事企画担当係

電話03-5984-1287